

宝塚市立病院経営強化プラン策定及び敷地調査業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務の名称

宝塚市立病院経営強化プラン策定及び敷地調査業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 目的

経営強化プラン策定業務は、総務省から示された公立病院経営強化ガイドラインで策定が求められている経営強化プランについて、「宝塚市立病院が目指す病院像」を基に外部及び内部環境に基づく分析や国・県の方針との整合性を図りながら、将来の建替えを含めた計画を策定します。

また、敷地調査は、築38年を経過した病院建物の老朽化の課題解決を目的とした新病院の建設候補地決定に向けた調査であり、現在地及び移転用地での建替え可能性調査を行い、各候補地について課題等を整理した上で、評価項目に基づく評価を行い、結果をとりまとめます。

(3) 業務内容

別紙「宝塚市立病院経営強化プラン策定及び敷地調査業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）によるものとします。なお、仕様書は、本業務に必要なと思われる事項を示したものであり、仕様書に掲載の無い事項についての提案を妨げるものではありません。

業務内容は、本プロポーザルにより選定された優先交渉権者の企画提案書等をもとに、市と優先交渉権者とが契約締結に向けた詳細協議及び調整を行った上で確定するものとします。

(4) 業務期間

契約締結の日から令和6年（2024年）3月31日まで

(5) 募集方法

公募型プロポーザル方式

2 提案限度額

9,390千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

なお、見積価格が提案限度額を超えた場合は失格とします。

3 業務に関する基本的事項

(1) 参加資格

本業務に関する十分な履行能力を判断するため、本プロポーザルに参加できる者は、参加申込書受付時に次の条件を全て満たす者でなければならない。

ア 法人格を有している者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4各項の規定に該当する者でないこと。

ウ 宝塚市指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。

エ 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第6号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号及び第3号に該当しないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者または、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている

者でないこと。

カ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

キ 政治団体、宗教団体またはそれに類する団体でないこと。

ク 国税または地方税を滞納している者でないこと。

(2) 業務の再委託

包括的な業務の再委託については認めない。個別の業務の再委託については、事前に市と協議を行うこと。

(3) 秘密保持義務

業務に従事している者（再委託事業者を含む）は、業務に際して知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用してはならない。また、本業務が終了した後においても同様とする。

(4) 個人情報の保護

個人情報を適切に管理・保護するために必要な措置を講じること。

4 質問書の受付及び回答

本要領等に関する質問書の受付及び回答は次のとおりです。

(1) 受付期間

令和5年（2023年）1月19日（木）9時～令和5年（2023年）1月26日（木）17時

(2) 提出方法

質問書（様式1）により作成のうえ、事務局へ電子メールまたはFAXにより提出するものとします。

※可能な限り、電話等により着信確認を行ってください。

(3) 提出先

本要領末尾に記載の担当部署まで提出ください。

(4) 質問書に対する回答

上記の質問に対する回答については、令和5年（2023年）2月1日（水）に市ホームページに掲載します。

5 参加申込書等の受付及び参加資格確認結果の通知

参加申込書等の受付及び参加資格確認結果の通知は次のとおりです。

(1) 参加申込書等の受付

ア 受付期間

令和5年（2023年）1月19日（木）9時～令和5年（2023年）2月6日（月）17時

イ 提出方法

(ア) 持参または郵送とします。

(イ) 持参する場合は、受付期間のうち平日の9時から17時までに限ります。

(ウ) 郵送の場合は書留郵便とし、締切日時必着とします。なお、封筒には「宝塚市立病院 経営強化プラン策定及び敷地調査業務委託参加申込書在中」と朱書してください。

ウ 提出書類

(ア) 参加申込書（様式2）

- (イ) 参加申込に係る誓約書 (様式3)
- (ウ) 使用印届 (様式4)
- (エ) 登記事項証明書
- (オ) 法人税と消費税及び地方消費税の納税証明書 (その3の3) (未納の税額がないことの証明)
- (カ) 法人市民税、固定資産税・都市計画税の直近1年間の納税証明書 (※宝塚市に事業所を有する場合のみ)

エ 提出部数

各1部

オ 提出先

本要領末尾に記載の担当部署まで提出ください。

(2) 参加資格確認結果の通知

上記(1)ウの提出書類に基づき、参加資格の有無について通知します。参加資格が有る旨の通知があった場合は、所定の期限までに企画提案書等を提出してください。参加資格が無い旨の通知があった場合は、所定の期限までに理由について説明を求めることができます。

6 企画提案書等の作成及び提出

参加資格が有る旨の通知があった場合は、次のとおり提出書類を作成の上、所定の期限及び方法により提出してください。企画提案に当たっては、「9 審査項目及び配点」における「審査項目及び審査事項」にご留意の上、記載してください。

(1) 提案内容

前記「1 業務概要」及び仕様書を熟読し、下記(2)の書類を提出して下さい。

(2) 提出書類

ア 企画提案書 (様式5)及び(任意様式)

※任意様式は、経営強化プラン策定及び敷地調査業務について、合わせて30ページ程度(表紙と目次を除く)を目安としてください。

イ 企画提案に係る誓約書 (様式6)

ウ 会社概要 (様式7)

エ 業務実績書 (様式8)

※計画策定及び敷地調査について、それぞれ業務実績書を提出してください。

オ 見積書 (任意様式)

※今回の委託業務に係る経費の内訳も提出してください。

カ 業務の実施体制及びスケジュール (任意様式)

キ 担当者連絡先 (様式9)

※全て日本工業規格A4サイズで作成してください。

※文章、図表、画像なども含め、様式の範囲内にまとめてください。

※オ・カの任意様式に枚数の制限はありません。

※アからキまでの様式毎にインデックスを付し、2穴綴じファイルに左綴じの上で提出してください。

(3) 提出部数

正本1部、副本10部

※副本はすべて写し（正本がカラーの場合は副本もカラー）としてください。

(4) 提出期限

令和5年（2023年）2月17日（金）17時（必着）

(5) 提出方法

ア 持参または郵送とします。

イ 持参する場合は、平日の9時から17時までに限ります。

ウ 郵送の場合は書留郵便とし、締切日時必着とします。なお、封筒には「宝塚市立病院経営強化プラン策定及び敷地調査業務委託企画提案書在中」と朱書してください。

※提出期限までに必要書類のすべての提出がない場合は、受付出来ませんのでご注意ください。

(6) 提出先

本要領末尾に記載の担当部署まで提出ください。

(7) 提案にあたっての留意事項

ア 1事業者1提案とします。ただし、複数の団体による1つの提案は可能とします。

イ 企画提案書等を受け付けた後の追加、修正及び再提出はできません。

ウ 提出された企画提案書等に虚偽の内容が記載されているもの、または企画提案書等の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないものは無効とし、提案者も失格となる場合があります。

エ 市が必要と認める場合は、企画提案書等の提出後に提案者に対してヒアリングを実施する場合があります。

オ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属するものとします。また、企画提案書等は、委託事業者選定以外の目的で利用することはありません。

カ 理由の如何にかかわらず企画提案書等は返却しません。

キ 提案に際して必要な費用は全て提案者の負担とします。

ク 本プロポーザル参加申込書提出後に提案を辞退する場合は、「プロポーザル参加辞退届」(様式10)を提出してください。

7 提案者プレゼンテーションの実施

企画提案書等の内容について、次のとおり提案者プレゼンテーションを行います。

(1) 実施日時（予定）

令和5年（2023年）3月上旬 時間未定

※詳細については別途通知します。

(2) 実施場所

宝塚市役所

※詳細については別途通知します。

(3) 出席者

3名以内とします。

※本業務の責任者または担当者が出席してください。

(4) 所要時間

ア 準備 5分

イ プレゼンテーション 30分以内

ウ 質疑応答 30分以内

エ 撤収 5分

※1 提案者当たりの時間は概ね70分程度を予定していますが、詳細については別途通知します。

(5) 使用機器類

市で用意する液晶モニター及びHDMIケーブルの使用は可能です。パソコン等のその他の必要な機器は提案者側で用意してください。

※詳細については別途通知します。

(6) その他

ア 事前に提出した企画提案書等は追加及び修正ができませんが、提案にあたって必要な参考情報等をスクリーンに映写することは可能です。

イ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、プレゼンテーションに参加される方はマスクの着用をお願いします。

8 審査方法

(1) プロポーザル審査会

ア 提出された書類の審査及び提案者プレゼンテーションを行い、「宝塚市立病院経営強化プラン策定及び敷地調査業務プロポーザル審査会」において、下記9で示す審査項目に基づいて採点した結果、評価が最も高い提案者から優先交渉権者、次点交渉権者として市が選定します。

イ 提案者が一者のみであった場合でも、同様の選定方法により審査を行います。

ウ 審査会は非公開とします。

(2) 審査結果の通知

審査結果については、審査会終了後、書面により提案者全員に通知します。また、市ホームページで下記の内容を公表します。(応募及び審査状況により変更となる場合があります。)

ア 審査日

イ 審査方法

ウ 提案事業者数

エ 審査結果(優先交渉権者の名称及び点数)

オ 次点交渉権者の点数

※審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けません。

9 審査項目及び配点

審査項目及び配点は、次のとおりです。(100点満点)

審査項目 【項目配点】	審査事項	配点
全体評価 【20点】	仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。	10
	企画提案書、プレゼンテーション等を通じて業務に対する知見、能力、積極性があるか。	10

事業の内容 【40点】	実施方法が具体的かつ効率的で、事業の目的を達成できる提案内容となっているか。	10
	業務を実施するうえでの工夫や提案事項における独自性・独創性があるか。	10
	経営強化プランが、経営基盤の強化に向けた実効性のある計画となることが期待できるか。	10
	敷地調査の調査項目や評価項目が適切なものとなっているか。	10
実施体制及びスケジュール 【20点】	仕様書に定められた業務を安定的かつ的確、迅速、誠実に実施することができる十分な実施体制であるか。	10
	実施スケジュールが業務期間を考慮したうえで効果的かつ適切なものとなっているか。	10
業務実績 【10点】	同種の業務実績（公立病院に係る計画策定業務や新病院建設に係る敷地調査業務など）が豊富にあり、業務が確実に遂行されることが期待できるか。	10
見積価格 【10点】	企画提案内容に見合った適切な見積金額となっているか。	10
合計		100

10 実施スケジュール

- | | |
|------------------|-------------------------|
| (1) 募集開始（公示） | 令和5年（2023年）1月19日（木）9時から |
| (2) 質問書の受付締切 | 令和5年（2023年）1月26日（木）17時 |
| (3) 質問書の回答 | 令和5年（2023年）2月1日（水）9時から |
| (4) 参加申込書の提出受付締切 | 令和5年（2023年）2月6日（月）17時 |
| (5) 企画提案書の提出受付締切 | 令和5年（2023年）2月17日（金）17時 |
| (6) 提案者プレゼンテーション | 令和5年（2023年）3月上旬（予定） |
| (7) 審査結果の公表 | 令和5年（2023年）3月中旬（予定） |
| (8) 契約締結 | 令和5年（2023年）3月下旬（予定） |

11 失格条項

本プロポーザルの提案者または提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が本要領に適合していないとき。
- (2) 企画提案書等の作成形式等が本要項に適合していないとき。
- (3) 企画提案書等の提出期限後に価格見積書の金額を訂正したとき。
- (4) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき。
- (5) 本プロポーザルの手続きの過程で、前記3(1)の参加資格の規定に抵触することが明らかになったとき。
- (6) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (7) 提案者がプレゼンテーションに出席しないとき。

- (8) 見積書の金額が、前記2に示した提案限度額を超過しているとき。

1.2 委託業務の契約

- (1) 市は、最も評価が高い者を本業務委託の優先交渉権者として、契約締結交渉を行うものとし、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとし、なお、契約の際には改めて見積書を提出するものとし、
- (2) 優先交渉権者が前記1.1の失格条項に該当すると認められた場合、または市と契約締結交渉が不調となった場合は、次点交渉権者と契約交渉を行うことができるものとし、なお、次点交渉権者が前記1.1の失格条項に該当すると認められた場合、または市と契約締結交渉が不調となった場合は、契約を締結しない場合があります。
- (3) 選定後、前記3(1)の参加資格の要件を満たさなくなった場合、または人員体制が変わった場合は、契約候補者としての資格を取り消すことがあります。
- (4) 契約候補者は契約を締結する際に、暴力団排除条例第7条及び宝塚市等の事務等からの暴力団の排除の推進に関する要綱第3条第3号に基づく誓約書を提出してください。
- (5) 委託期間は、契約締結の日から令和6年(2024年)3月31日までを予定しています。

1.3 本プロポーザルの中止等

- (1) 本業務の予算については市議会の議決前であるため、議決の内容によっては、受託候補者決定後であっても本プロポーザルが無効となる場合があります。
- (2) やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと市が判断したときは中止する場合があります。
- (3) 本プロポーザルが無効または中止となった場合においても、応募に係る全ての経費は市に請求することができませんので、あらかじめご了承ください。

1.4 その他留意事項

- (1) 書類記入に当たって使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とします。
- (2) 各様式は市ホームページからダウンロードできます。
- (3) 本プロポーザルのために市から受領した資料は、市の了承なく公表、使用することはできません。
- (4) 宝塚市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となります。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、決定後の公開とします。

1.5 担当部署(問い合わせ先)

〒665-0827 宝塚市小浜4丁目5-1 宝塚市立病院 経営統括部内
宝塚市企画経営部政策室市立病院経営改革担当(事務局)
担当:黒木、阿部

電話 : 0797-87-1161

FAX : 0797-87-5624

電子メール : m-takarazuka0302@city.takarazuka.lg.jp